

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第一欄中「県立学校職員」の下に「及び市町村立学校職員給与負担法第二条に規定する職員」を加える。

第一条の表二の項第一欄中「県費負担教職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担法第二条に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。